

提言 『商流ファイナンスの普及と確定日付制度の民間開放』

(「商取引のトラストと金融」研究部会第一次報告書)

2026年4月9日

デジタル証明研究会「商取引のトラストと金融」研究部会

はじめに

本報告書は、産官学の参加者からなる任意団体「デジタル証明研究会」の中に置かれた、「商取引のトラストと金融」研究部会(2025年11月より活動。以下「本研究部会」という)の、第一次の研究成果をまとめて公表する報告書であり、同時にその成果の社会実装を目指して、政府の関係諸機関に提言を行おうとするものである。

本研究部会は、データトラストを活用した中小企業の資金調達のための商流ファイナンスの進展を主たる研究テーマとして、債権譲渡を取り掛かりとして研究を開始し、これまでに毎月1回、計5回の研究会を開催した(本研究部会構成員の名簿と、これまでの研究会の内容に関しては、本報告書の末尾に記載する。)

本報告書の構成

本報告書は、第1章で、本研究部会の活動の取引社会における重要度を示す「商流ファイナンス普及がもたらす8兆円の資金創出可能性」を置いて、本研究部会の研究テーマとその提言の「規模感」を説き、第2章として、本研究部会の第一段階の各論的成果として、日本民法の債権譲渡法制における電子契約化の阻害要因(ひいては中小企業の資金調達支援の阻害要因)となっている、債権譲渡の確定日付制度についての法改正を提言する。

なお、本研究部会では、債権譲渡契約が一連の電子契約で完結できない「外部要因」として、譲渡制限特約の存在と、「確定日付による通知・承諾」という第三者対抗要件とを検討してきたが、今回は第一次報告書として、その中の「確定日付」の問題に絞って提言する。

第1章

商流ファイナンス普及がもたらす8兆円の資金創出可能性

1 本章の目的と重要な前提

本章は、商流ファイナンスが中小企業に普及した場合の資金創出規模を、統計データに基

づいて試算するものである。

本章が示す「8兆円」とは年間の資金移動額（フロー）ではない。この「8兆円」は、商流ファイナンスが普及した状態において、ある時点で常時流動化されている売掛債権の残高（ストック）の政策目標値である。ファイナンス市場の「規模」は、常時どれだけの金額が流動化されているかという残高によって評価されるものであり、以下の論証もこの観点から進める。なお、以下の需要率推定値や8兆円の資金創出試算値は、ファクタリング（真正譲渡）だけでなく譲渡担保その他の担保目的での利用によるファイナンスも含んでいる。

2 売掛金残高 78 兆円（実績）と需要率 10%（推定値）の根拠

中小企業庁「中小企業実態基本調査」（令和5年度決算実績）によれば、中小企業の売掛金期末残高は78兆円である（注1）。売掛金は納品・役務提供済みで未回収の金額、すなわちある時点の残高（ストック）であり、国内GDP（約600兆円）の約13%に相当する資金が常時企業間に滞留していることになる。

次に、早期資金化の需要率を推定するため、でんさいネット（株式会社全銀電子債権ネットワーク）の月次統計データを2013年度から2024年度まで年度単位で集計した（注2）。その結果、譲渡記録金額の発生記録金額に対する比率（割引比率）は、12年間を通じて概ね20~25%の範囲で安定的に推移していることが確認された。

もっとも、この割引比率はフロー同士の比率であり、かつでんさいを利用する債務者（発注者）は大企業・中堅企業が中心である。したがって、上記の数値は、中小企業同士の取引を含めた中小企業売掛金全体への普及初期における上限参照値として活用するにとどめ、本章では以下の三つの根拠から需要率を謙抑的に10%と設定する。

第一に、でんさいの上限実績（25%）が約4割という水準であること。第二に、現状の中小企業ファクタリング利用率は手数料の高さ（割引手数料で5~10%）ゆえに推計1~3%程度にとどまっており、トラスト付与により割引手数料が2%水準に低廉化すれば、需要を大幅に喚起することが見込まれること。第三に、米国等の売掛債権市場では流動化比率が15~20%に達する市場も存在しており、10%は国際的にも達成可能な謙抑的目標であること。

3 8兆円の算出と小括

以上の根拠に基づき、試算は次のとおりである。

売掛金残高（78兆円）× 早期資金化需要率（10%）≒ 8兆円（常時流動化される残高目標）

この8兆円は、中小企業実態基本調査とでんさいネット統計という複数の公的統計から

整合的に導かれた、商流ファイナンス普及の「規模感」を示す政策目標値である。本研究部会が第 2 章において提言する確定日付制度の民間開放は、まさにこの 8 兆円の実現を促進するための制度的基盤整備に位置づけられる。

(注 1) 中小企業庁「令和 6 年中小企業実態基本調査(令和 5 年度決算実績) 確報」(2025 年 7 月公表)。

(注 2) でんさいネット「請求等取扱高」月次データを集計。年度集計の詳細は下表のとおり。

【でんさいネット 年次集計(2013~2024 年度)】

2013 年度	発生記録金額 1.9 兆円	譲渡記録金額 0.4 兆円	割引比率 20.9%
2014 年度	発生記録金額 5.6 兆円	譲渡記録金額 1.3 兆円	割引比率 23.9%
2015 年度	発生記録金額 8.8 兆円	譲渡記録金額 2.2 兆円	割引比率 25.4%
2016 年度	発生記録金額 12.1 兆円	譲渡記録金額 3.0 兆円	割引比率 25.2%
2017 年度	発生記録金額 15.7 兆円	譲渡記録金額 3.9 兆円	割引比率 24.9%
2018 年度	発生記録金額 19.3 兆円	譲渡記録金額 4.7 兆円	割引比率 24.4%
2019 年度	発生記録金額 21.8 兆円	譲渡記録金額 5.1 兆円	割引比率 23.4%
2020 年度	発生記録金額 22.7 兆円	譲渡記録金額 4.7 兆円	割引比率 20.7%
2021 年度	発生記録金額 28.8 兆円	譲渡記録金額 5.6 兆円	割引比率 19.6%
2022 年度	発生記録金額 35.5 兆円	譲渡記録金額 7.6 兆円	割引比率 21.5%
2023 年度	発生記録金額 40.7 兆円	譲渡記録金額 8.8 兆円	割引比率 21.5%
2024 年度	発生記録金額 45.0 兆円	譲渡記録金額 9.0 兆円	割引比率 20.0%

(出典：でんさいネット「請求等取扱高」月次データより集計)

第 2 章

確定日付制度の法改正の提言—民間開放の拡大

1 提言の内容と理由

提言

民法施行法に、国が認証した民間機関のタイムスタンプによる確定日付を加えるなどの法改正を早急に実現する。

理由

現状では、民法施行法 5 条 1 項で「確定日付のある証書」が限定列举されており、確定日付付与権限が国家機関(官公署)及び国が権限を与えた人物、すなわち公証人や郵便認証司(郵便局のみなし公務員。内容証明郵便に日付が付与される)に限定されている。

電子確定日付も同条 2 項でその付与権限が指定公証人にだけ与えられている。これらは官優位の明治以来の発想(民法施行法は明治 31 年制定。2 項の電子確定日付は平成 16 年 4 月 1 日施行の電子公証制度の創設に伴う改正で追加される)の現れといえる。

したがって、現在は、民間の機関がいくら正確なタイムスタンプを付しても、確定日付にはならない。

また、現在の付与方法は、民間の電子契約のスキームの外にある手続きのため、例えば第三者対抗要件を具備して権利を確保する必要のある債権譲渡契約（民法 467 条 2 項で、第三者対抗要件として「確定日付のある証書による債務者への通知または確定日付のある証書による債務者の承諾」を求めている）などは、一連の電子契約では完結できない。

電子確定日付も定められているが（民法施行法 5 条 2 項）、その場合も、付与権限が独占されている形になっている指定公証人に申請をする必要があり、実務上、電子契約のスキームに組み込むことはできない。

一方で、現在一般の電子契約事業者のシステムでは、通常、民間事業者によるタイムスタンプが廉価（1 件約 10 円）で付けられている（注 3）。

それゆえ、たとえば、民法施行法に、国が認証した民間機関のタイムスタンプによる確定日付を加えるなどの法改正が望まれる。

（なお、民法 467 条 2 項が規定している第三者対抗要件は「確定日付のある証書による通知・承諾」であるから、タイムスタンプを付した電子契約書が「確定日付のある証書」と認められた場合もその債務者への通知ないし債務者の承諾が必要であるが、民間のタイムスタンプが確定日付と認められればその通知・承諾は技術的に電子契約中の送信処理が可能である）。

2 提言の政策的意義

これは、データへのトラスト（真正性への信頼）を根拠に、これまでの、公証人や郵便認証司（みなし公務員）などの公的に権限を与えられた「人ないし機関」への信頼から、「記録」への信頼に変えるもので、国の権限集中から民間への「権限分散」に転換し、それによって企業の資金需要を支援するという、新時代の政策になる。そして、法務的には「事後の通知」から「即時の記録」へという、画期的な速度感のある、債権譲渡による資金調達実現の契機となる。

3（補足）他の確定日付特例手段の欠点および限界性

1、1998 年の債権譲渡特例法（現在は動産債権譲渡特例法）によって採用された債権譲渡登記は、民法 467 条 2 項の定める確定日付のある証書による債務者への通知または債務者による承諾という第三者対抗要件を、法務局のコンピューターに譲渡登記をする形（現在は東京法務局一局の取り扱い）で具備できるとするものであり、オンライン申請も認められているが、これも債権譲渡を電子契約で行う場合には、一連の電子契約スキームの外にある

手続きということになる（債権譲渡登記は多数の実績があるが、ほとんどが東京法務局への電子データの持ち込みないし郵送であり、オンライン申請の実績は約3%で非常に少ない（注4）。また利用料金も一件で大量債権の譲渡を登記するのには向いているが（登録免許税（申請料金）は債権個数ではなく1件につき一律7,500円）、個別債権の譲渡で使うと郵便局の内容証明郵便よりも高額になる）。

2、また、経済産業省所管の産業競争力強化法は令和3年の改正「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号、同年施行）」で、11条の2を加え、民法467条2項の債権譲渡の第三者対抗要件たる「確定日付のある証書による通知・承諾」に新たな特例を設けた（注5）。しかし、これは認定した事業者の開発したスキームを個別に認めるもので、実際には認定されても（2026年段階で4業者認定）まだ実績は出てきておらず、一般の売掛債権などの譲渡に広く使えるかが疑問である（各業者のスキームがばらばらに承認されるだけで現実には制度の社会実装に至らないと考えられる）。

（注3）電子確定日付は申請用総合ソフトを使う必要があり、手数料は紙の確定日付と同じく1件700円で、電磁的記録の保存はさらに300円かかる。なお電子確定日付の利用件数は法務省や日本公証人連合会の公表する公式統計には記載がない。

（注4）国の債権譲渡登記件数（総件数・オンライン件数）

出典：e-Stat「種別別 債権譲渡登記の件数及び個数（平成26年～令和5年）」

2023年は、全国の申請件数が34,381件で、そのうちオンライン申請は1,090件で3.2%にとどまっている。2022年も全国の申請件数が32,266件で、そのうちオンライン申請は1,020件で同じく3.2%である（2024年は現時点でまだ年計が確定していないようである）。

（注5）政府は、2021（令和3）年2月5日付で、産業競争力強化法に基づく新事業活動に関する規制の特例措置（申請事業者を対象とする）として、一定の要件をみたす情報システムによる債権譲渡通知・承諾について、民法467条2項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾とみなすという、新たな規制（促進）措置を講ずることを公表し、それが改正法として立法されたもの。

以上

「商取引のトラストと金融」研究部会構成員一覧

1. 研究者・有識者(敬称略。主査・主査代理を除き、50音順)

池田眞朗 (慶應義塾大学名誉教授、武蔵野大学名誉教授) 主査
小倉隆志 (武蔵野大学客員教授) 主査代理
有吉尚哉 (西村あさひ法律事務所・外国法共同事業弁護士)
片山直也 (武蔵野大学教授・法学部長)
加毛 明 (東京大学教授)
白石友行 (上智大学教授)
鈴木淳人 (武蔵野大学教授)
三又裕生 (株式会社パナソニック総研理事長)

2. 専門委員(敬称略、50音順)

石岡克俊 (慶應義塾大学教授)
板井貴志 (フォーサイト総合法律事務所弁護士)
久保田栄 (TC エージェンシー株式会社)
得津 晶 (一橋大学教授)

3. 法人・団体

(1) 正会員(大学その他研究教育機関)

武蔵野大学(法学研究所)、一橋大学(法学研究所)

(2) オブザーバー

金融庁、経済産業省、中小企業庁、総務省、
日本政策投資銀行、全国中小企業団体中央会

(3) 賛助会員

株式会社 NTT データ
西武信用金庫
一般社団法人日本クラウド産業協会(ASPIC)
株式会社フォーバル
リーテックス株式会社

(本報告書は本研究部会構成員中上記1, 2, の研究者・有識者、専門委員の合意の下に研究部会での議論の結果を公表するもので、上記の構成員の個人的意見を示すものではない。)

「商取引のトラストと金融」研究部会発表一覧

(本報告書は本研究部会構成員(上記研究者・有識者、専門委員)の同意の下に研究部会での議論の結果を公表するもので、下記表中の発表者の個人的意見を示すものではない。)

回次	発表者	発表テーマ
第1回 2025/11/7	小倉 隆志 (武蔵野大学大学院法学研究科客員教授)	データトラストの社会実装を促した新たな中小企業資金繰りの円滑化政策
	池田真朗 (慶應義塾大学名誉教授 武蔵野大学名誉教授)	商取引のトラストと金融分科会 債権譲渡を取り掛かりにする理由
	久保田 栄 (TCエージェンシー株式会社)	資金調達のための債権譲渡～これまでの実務の実態と問題点～
第2回 2025/12/16	神 心み子 (経済産業省 産業創造課 課長補佐)	債権譲渡通知等の第三者対抗要件の特例制度
	池田真朗 (慶應義塾大学名誉教授 武蔵野大学名誉教授)	商取引のトラスト研究のグランドデザインと債権譲渡法理 ※債権譲渡のデジタル化と民法法理の対応(上)(下)
第3回 2026/1/15	山影 一茂 (国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 建設業政策調整官)	建設業の状況と電子契約について
	日高 昇治 (一般社団法人日本クラウド産業協会 執行役員)	債権譲渡通知を不要とするシステムへ
	池田真朗 (慶應義塾大学名誉教授 武蔵野大学名誉教授)	適正な競争の観点から再考する債権譲渡制限特約
第4回 2026/2/13	石岡 克俊 (慶應義塾大学法科大学院教授)	中小受託事業者に対する債権譲渡禁止特約の反競争的性格
	池田真朗 (慶應義塾大学名誉教授 武蔵野大学名誉教授) 小倉 隆志 (武蔵野大学大学院法学研究科客員教授)	FinSUM ワークショップについて
	小倉 隆志 (武蔵野大学大学院法学研究科客員教授)	CI-NET 商流ファイナンス
第5回 2026/3/30	鈴木 淳人 (武蔵野大学グローバル学部教授)	米国統一 商事法典(UCC)改正の概要
	小倉 隆志 (武蔵野大学大学院法学研究科客員教授)	商流ファイナンス普及がもたらす 8兆円の資金創出可能性
	池田真朗 (慶應義塾大学名誉教授 武蔵野大学名誉教授)	「確定日付」制度に関する法改正の提言
	主査 主査代理	FIN/SUM2026 平将明衆議院議員 ビデオメッセージ要約 商流ファイナンスの普及と確定日付制度の民間開放